



絆をつむぐ ふるさと

健幸創造都市

草津

第6次

草津市総合計画

2021-2032

概要版

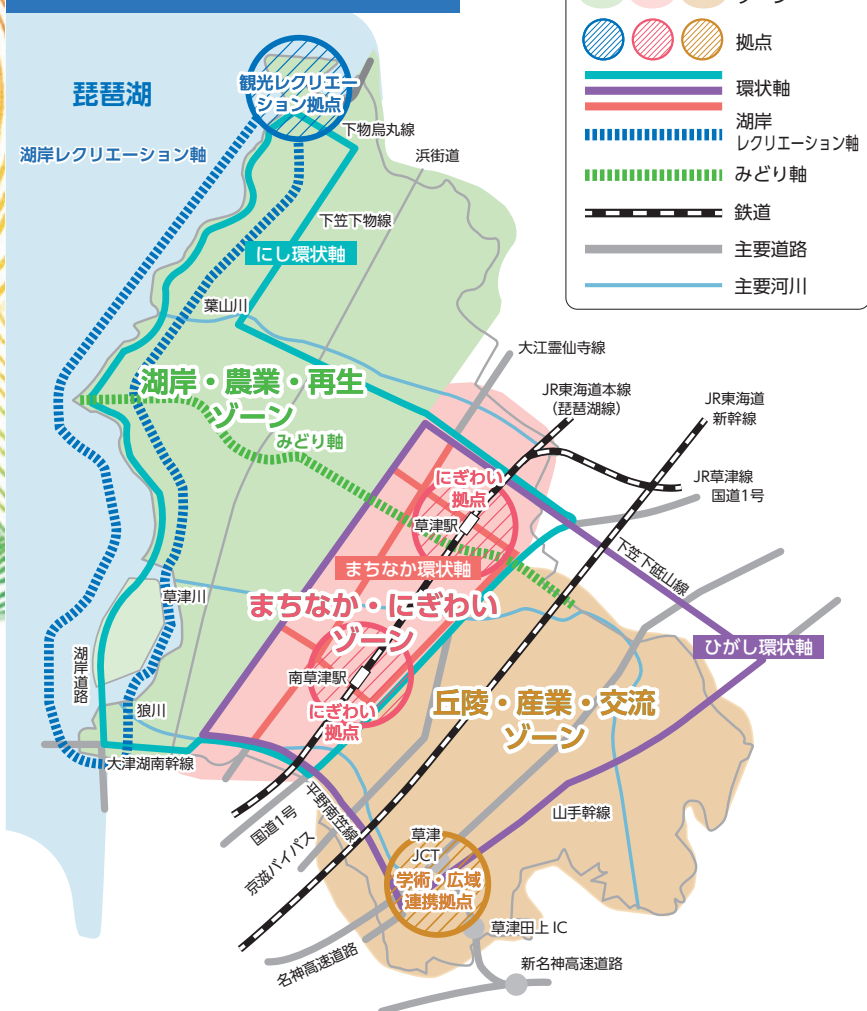
ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと

絆をつむぐ ふるさと

人と人、人から地域、まちへと広がる“つながり”から生まれる“絆”をつむぐことで、私たちそして、その心は、“くさつ愛”へと変わり、まちづくりの原動力となるとともに、ときを重ねても、また、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで、まちの資源や魅力が一層輝き、そして、その大きな力は、様々な課題に果敢に挑戦する知恵や勇気へと変わるとともに、未来を住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちとなります。

将来のまちの構造



人口フレーム

令和14(2032)年

147,000人

5つの 「まちづくりの基本目標」

協働

行政と市民などの役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行うとともに、自分たちの力だけでは解決できない課題については多様なまちづくりの主体と連携・協力し、住みよいまちを目指します。

SDGs

総合計画では、SDGsという世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダーとの連携の強化や目標の共有を図りながら、持続可能なまちの実現を目指します。

健幸創造都市 草津

健幸創造都市

のまちにぬくもりや心地よさが醸成され、まちへの湧き上がる愛着と誇りが生み出されます。

私たちのまちは、誰からも愛される“ふるさと”となります。

活力に満ちた大きなエネルギーが生み出されます。

切り拓いていくための力となり、ときを重ねても、私たちのまちは、いつまでも活気にあふれ、



将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を市民とともに実現するため、5つの「まちづくりの基本目標」を掲げるとともに、分野ごとの取組の方向性を示します。

また、将来ビジョンの実現に向けては、「協働」と「SDGs」の視点を踏まえたまちづくりを進めます。

視点

基本目標

1

「こころ」育むまち

基本目標

2

「笑顔」輝くまち

基本目標

3

「暮らし」支えるまち

基本目標

4

「魅力」あふれるまち

基本目標

5

「未来」への責任

第2期基本計画について

総合計画は、「草津市自治体基本条例」に基づき策定する、“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”となる市の最上位計画です。

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなる二層構造で、「基本構想」は12年間、「基本計画」は1期4年の3期計画としています。

第2期基本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間です。



基本構想

将来ビジョン
まちづくりの
基本目標

分野

基本計画

基本方針

施策

事務事業

リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクトを重点方針として位置付け、分野横断的な施策展開を図っていきます。

第1期基本計画の4つのリーディング・プロジェクトを継承するとともに、新たに「DX推進プロジェクト」を5つ目のリーディング・プロジェクトとし、すべての分野を下支えする視点とします。

未来を担うこども育成プロジェクト

地域でこどもを守り育てるまちづくりの推進、子育て支援の充実や本市の強みを生かした教育など、こどもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きるこどもを育成し、こども・若者の声や思いを聞きながら、ともに、未来に向けて健幸を創造するまちをつくります。



地域の支え合い推進プロジェクト

地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるなど、お互いを大切にし、支え合い、絆をつむぎながら、誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造するまちをつくります。



D X 推 進

すべての分野において、デジタル化を阻害している規制・制度の見直しや、デジタル、質の高い行政サービスの提供につなげ、すべての人が利便性と快適性を享受

第2期基本計画の構成は、下記のとおりです。

リーディング・プロジェクト

将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引するために、第2期基本計画期間中に重点的に取り組むリーディング・プロジェクト（重点方針）を示します。

分野別の施策

23の分野で体系的に整理された基本方針ごとに施策展開を図るものです。

なお、施策・事業の推進にあたっては、各部局間での連携のもと、総合行政で取り組みます。

地方創生

まち・ひと・しごと創生法に基づく、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略について示します。

ーウェルビーイングについてー

「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念であり、近年では、国際連合やOECD等の国際機関を中心に、GDP等の経済指標では捉えられない人々の幸福度や満足度を可視化する試みが活発化しています。

第2期基本計画では、施策ごとに、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化する「地域幸福度（Well-Being）指標」との関係を示すとともに、毎年度実施する施策ごとの評価において、「地域幸福度（Well-Being）指標」を総合計画の進捗を図るうえでの参考指標とし、市民の「暮らしやすさ」や「幸福感」につながる取組の現在地を踏まえながら、将来ビジョンの実現に向けた取組を推進します。

にぎわい・再生プロジェクト

まちなかでは、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりを進めるとともに、郊外部では、地域の産業や資源等を生かした取組を推進するなど、地域らしさを大切にしたいまちづくりを進めます。また、多様で魅力ある企業の集積促進や、道路ネットワークの充実、まち全体への公共交通ネットワークの形成など、まちの魅力を向上させ、市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちをつくります。



暮らしの安全・安心向上プロジェクト

「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害等に強いまちづくりを進めます。また、自らの地域は自らで守るという意識の醸成や、誰もが安全で快適に生活でき、かつ環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる地域環境文化の醸成を図るなど、市民・行政・関係団体等が一体となった取組を進めることで、暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちをつくります。



プロジェクト

ル技術やデータの活用を図ります。そのうえで、市民の利便性向上や業務効率化をしながら健幸を創造するまちを目指します。

「こころ」育むまち

①人権

1-1 人権の尊重

- ①人権文化の醸成
- ②人権の擁護



②男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

- ①男女共同参画社会の推進
- ②女性の活躍推進



③学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

- ①確かな学力と社会の形成に参画する力の育成
- ②豊かな心と健やかな体の育成



3-2 学校の教育力の向上

- ①多様な教育ニーズへの対応
- ②教職員の指導力と学校経営の充実
- ③教育環境の充実



④生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

- ①家庭・地域での学びの充実
- ②生涯学習機会の充実



4-2 スポーツの充実

- ①スポーツ活動の推進
- ②スポーツ環境の充実



⑤歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

- ①文化財の保存の推進
- ②歴史文化の活用の推進



5-2 文化・芸術の振興

- ①文化・芸術活動の推進



「笑顔」輝くまち

⑥コミュニティ

6-1 市民自治の確立

- ①市民自治の確立のための活動支援と環境整備



6-2 基礎的コミュニティの活性化

- ①基礎的コミュニティ活動の支援



6-3 市民公益活動の促進

- ①市民公益活動の支援



6-4 多文化共生社会の構築

- ①多文化共生の推進



⑦地域福祉

7-1 「地域力」のあるまちづくり

- ①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進
- ②地域福祉を支えるネットワークづくり



7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

- ①セーフティネットの充実
- ②福祉の総合相談窓口の充実



⑧健康

8-1 市民の健康づくり

- ①市民の健康づくり支援
- ②疾病予防対策の強化



8-2 医療保険制度の適正運用

- ①国民健康保険制度の運用
- ②後期高齢者医療制度の運用
- ③福祉医療費の助成



⑨子ども・子育て・若者

9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

- ①結婚・妊娠・出産に向けた環境整備
- ②こどもの発達・発達に向けた子育て支援



9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実

- ①就学前教育・保育の量の確保と質の向上
- ②多様なニーズに対応する保育サービスの充実



9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり

- ①子育て支援ネットワークの推進
- ②子ども・若者が安心できる場づくり



9-4 子ども・若者を支える環境づくり

- ①子ども・若者の健全育成の推進
- ②児童虐待の防止と早期発見・早期対応
- ③ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実
- ④発達障害児等への支援の充実
- ⑤子育てに伴う経済的負担の軽減



⑩長寿・介護

10-1 いきいきとした高齢社会の実現

- ①高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
- ②高齢者の健康づくり・介護予防の推進



10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護サービスの充実
- ④介護保険制度の適正運用



⑪障害福祉

11-1 共に生きる社会の推進

- ①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実
- ②障害のある人の社会参加の促進
- ③障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持



基本方針ごとに示しているSDGsの17の目標については、各基本方針における取組内容が、該当のSDGsの目標達成に資するものであることとしています。



「暮らし」支えるまち

12 防災

12-1 自助・共助による防災対策の充実

- ①自主防災体制の確立と市民意識の高揚



12-2 災害に強いまちづくり

- ①消防体制・基盤の充実
②地域防災体制・基盤の強化



12-3 治水対策の推進

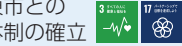
- ①河川・排水路の整備
②公共下水道雨水幹線の整備



13 生活安心・防犯

13-1 暮らしの安心の確保

- ①市民相談業務の充実
②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成
③生活衛生の向上と栗東市との広域連携による火葬体制の確立



13-2 犯罪のないまちづくり

- ①自主防犯活動の展開
②防犯設備の維持・整備



14 環境

14-1 良好な環境の保全と創出

- ①自然環境の保全
②環境汚染・環境負荷対策の促進
③環境学習の拡充



14-2 脱炭素社会への転換

- ①様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充
②省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進



14-3 資源循環型社会の構築

- ①ごみの発生抑制・再使用・資源化の推進
②ごみの適正処理
③環境美化の推進



15 交通

15-1 公共交通ネットワークの構築

- ①公共交通ネットワークの充実
②鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備



15-2 交通安全対策の推進

- ①交通安全意識の高揚



16 道路

16-1 安全・安心な道路の整備

- ①広域主要幹線道路等の整備促進
②幹線道路の整備
③生活道路の整備
④歩道・自転車道等の整備
⑤道路施設の長寿命化と維持管理
⑥バリアフリー化の促進



17 上下水道

17-1 水の安定供給

- ①上水道施設の更新・災害対策と維持管理
②上水道事業の健全経営



17-2 下水道の安定運営

- ①下水道施設の更新・災害対策と維持管理
②下水道事業の健全経営



「魅力」あふれるまち

18 農林水産

18-1 農業の振興

- ①農地の保全と生産基盤の強化
②人材の確保・育成と農業経営の強化
③「農」を通じたつながりの拡大



18-2 水産業の振興

- ①漁業環境の保全・確保
②漁業・水産資源の多面的利活用の促進



19 商工観光

19-1 中心市街地の活性化

- ①中心市街地のにぎわいの創出



19-2 商業の振興

- ①地域商業の活性化



19-3 工業の振興

- ①新産業の創出と中小企業等への支援
②企業の立地促進



19-4 観光の振興

- ①地域観光の活性化



19-5 勤労者福祉の向上

- ①勤労者への支援



20 都市形成

20-1 都市と住環境の質・魅力向上

- ①土地利用の適切な誘導
②良質な住宅資産の形成



20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進

- ①にぎわいのある市街地の形成
②地域の特性と資源を活かした地域再生の推進



20-3 良好な景観の保全と創出

- ①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成



21 公園・緑地

21-1 ガーデンシティの推進

- ①公園・緑地の整備
②公園・緑地の活用
③まちなみ緑化の推進



21-2 草津川跡地の空間整備

- ①草津川跡地の整備



22 情報・交流

22-1 まちづくり情報の提供の充実

- ①まちづくり情報の提供
②行政情報の提供



22-2 多様な連携・交流の展開

- ①産学公民の連携によるまちづくりの展開
②都市間交流の促進



「未来」への責任

23 行財政マネジメント

23-1 市民から信頼される市政運営

- ①健全な財政運営の維持
②市有財産の適正な維持管理・更新
③情報提供・情報公開の推進



23-2 職員力の向上

- ①職員の資質向上



23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現

- ①行政経営改革の推進
②広域連携の推進



地方創生

本市では、今後の人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、将来においても持続可能なまちであることを目指して、草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画（基本計画）と一体的に策定しています。

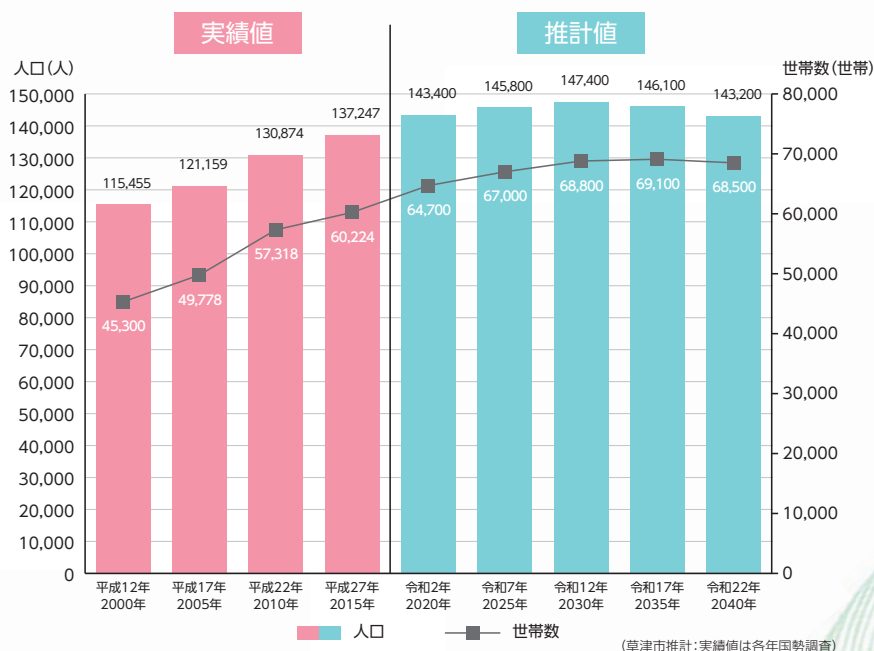
国において、令和4年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことを受け、本市においては、新たな総合戦略として、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるとともに、総合計画（基本構想）の「将来ビジョン」を「地域ビジョン」として位置付け、総合計画（基本構想）の「まちづくりの基本目標」を戦略目標とし、デジタルの力も活用しながら、地方創生の取組を進めていきます。

人口・世帯数の見通し

第6次草津市総合計画基本構想（計画期間：令和3（2021）年度～令和14（2032）年度）では、本市の人口は、令和12（2030）年には147,400人程度となり、その後は減少に転じ、令和22（2040）年には143,200人程度になると見込んでいます。

また、世帯数は、令和22（2040）年には68,500世帯程度になると見込んでいます。

人口・世帯数の見通し



編集・発行：草津市総合政策部企画調整課
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
TEL：077-561-2320 FAX：077-561-2489
URL：<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>